

有ス、但シ日本國ハ前記住民ノ財産權ガ完全ニ尊重セラルベキコトヲ約ス、○中
明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス(ニュー・ハムプシ
ヤ州)ニ於テ之ヲ作ル

小村 壽 太 郎(記名印)

高 平 小 五 郎(記名印)

セ ル ジ ウ キ ャ ッ テ (記名印)

ロ ー ゼ ン (記名印)

〔蝦夷草紙附錄五〕カラフト島の事

一松前所在島の西蝦夷地ソウヤといふ處有此ソウヤを出帆し、海上十里を渡海して、カラフト島の内シラヌシといふ所に至る、此シラヌシより西に乗り、同島の内ナヨシといふ所に至る、此處の沖中にト、シマといふ島あり、此島カラフト島と僅に海上六七里を隔つといへり、又ナヨシより西に磯部傳ひに乗りて、ヲホトヤリといふ處に至る、此處は左右に山崎の峽有て、風波も凌ぎ安き所にて、涯端まで深くして、港とも謂べき處也、又此處ヲホトマリ、西に磯邊傳ひに乗り、ナヨロウといふ所あり、此處は涯遠淺に濱邊砂地にて、丘陵は平かなり、此所に大河あり、蝦夷船に乗り、河上に溯る事數日の舟路也といふ、此邊の地中溪間廣き事と見へたり、此河の海へ落口に、大船の泊にも宜しかるべし、同島シラヌシより、此處まで海上搔き漕送り、凡三十日程の舟路なり、其道法三百里に及ぶべし、此ナヨロウより一日路西に乗、クスリナイといふ所あり、此處に河あり、河上へ一日路のりて大なる池有、毎年冬に至れば堅氷はりて陸地のごとく、此期を候ひ、堅氷の上を渡り、山を數峯を打越し、同島東北の地、タイカカといふ所に到るといふ、是近道故也、此クスリナイより西北にのりヲツチンといふ所に至る、此處蝦夷土人も多く、山丹土人も渡海